

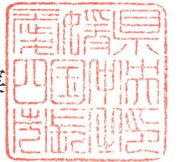
四国中央市具定展望台整備事業実施設計業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市具定展望台整備事業実施設計業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 31 日

四国中央市長 篠原

実



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市具定展望台整備事業実施設計業務

(2) 業務の内容

令和 5 年度に策定した具定展望台整備事業基本計画に基づき、具定展望台の施設の改修を行うために、広く市民の意見を取り入れた公園詳細設計及び地質調査を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで

(4) 提案上限額

9,523,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和 5・6 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の 3 日前までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市経済部観光交通課観光係

住 所 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号 0896-28-6187

FAX番号 0896-28-6242

電子メールアドレス kanko-kotsu@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 実施要領の配付期間、場所及び方法

公告の日から令和7年2月25日（火）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和7年2月20日（木）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記（1）の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書便の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 技術提案書及び価格提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月10日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに上記（1）の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市具定展望台整備事業実施設計業務受託者選定委員会において、最優秀提案者等を選定するものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3（1）の事務局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、プロポーザル実施要領による。